

金銭管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
<p>地方独立行政法人 大阪府立病院機構</p>	<p>精神医療センターでは、入院患者小遣金等出納管理事務取扱要領に基づき、入院患者からの金銭の預かりを実施しているが、返還できない場合の取扱いが規程されていないため、預り金の精算ができず、長期間滞留しているものがあつた。(計3件、54,453円)。</p> <table border="1" data-bbox="513 594 1941 972"> <thead> <tr> <th></th> <th>未精算額</th> <th>退院日</th> <th>転帰</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>19,890円</td> <td>H22. 1. 18</td> <td>死亡</td> <td>家族行方不明</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>15,657円</td> <td>H23. 12. 4</td> <td>退院 (家族同伴)</td> <td>H23. 12. 5 精算依頼 (TEL) →来院せず H24. 1. 4 精算依頼 (TEL) →来院せず H24. 3. 23 自宅に精算依頼の郵送→返事なし H24. 7. 13 自宅訪問→応答なし</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>18,906円</td> <td>H23. 10. 19</td> <td>無断離院</td> <td>H24. 3. 23 手紙送付 住所不明で返送</td> </tr> </tbody> </table>		未精算額	退院日	転帰		1	19,890円	H22. 1. 18	死亡	家族行方不明	2	15,657円	H23. 12. 4	退院 (家族同伴)	H23. 12. 5 精算依頼 (TEL) →来院せず H24. 1. 4 精算依頼 (TEL) →来院せず H24. 3. 23 自宅に精算依頼の郵送→返事なし H24. 7. 13 自宅訪問→応答なし	3	18,906円	H23. 10. 19	無断離院	H24. 3. 23 手紙送付 住所不明で返送	<p>預り金を適正に管理するため、未収金がある場合の対応も含め、返還できない場合の処理方法を定め、適切に対応されたい。</p>	<p>「入院患者小遣金等出納管理事務取扱要領」を平成28年4月1日付けで改訂し、「未清算小遣金の取扱い」の条項を新設した。今後は、この規定に基づき、適切に対応する。</p> <p>(「未清算小遣金の取扱い」の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院時に清算ができず、かつ退院後3年を経過しても清算の申出がない場合について、当該未清算金を「未清算小遣金管理台帳」に記帳した上で、「預り金」の勘定科目より他の勘定科目に振替処理を行うことができる。 ・前項の振替処理を行う場合において、当該未清算患者に医療費の未収金が存在する場合には、その未清算小遣金を未収金に充当することができる。 ・退院後10年を経過するまでに患者等が清算を求めた場合は、清算に応じることとするが、退院後10年を経過する場合には清算はできない。
	未精算額	退院日	転帰																				
1	19,890円	H22. 1. 18	死亡	家族行方不明																			
2	15,657円	H23. 12. 4	退院 (家族同伴)	H23. 12. 5 精算依頼 (TEL) →来院せず H24. 1. 4 精算依頼 (TEL) →来院せず H24. 3. 23 自宅に精算依頼の郵送→返事なし H24. 7. 13 自宅訪問→応答なし																			
3	18,906円	H23. 10. 19	無断離院	H24. 3. 23 手紙送付 住所不明で返送																			

監査(検査)実施年月日(委員:平成28年1月18日、事務局:平成27年11月16日から同月20日まで)